改正後

附　則

（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）

第三十条　［略］

2　［略］

3　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。

一　［略］

二　次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介

イ　前項第三号から第六号まで、第九号、第十号又は第二十四号に掲げる者の業務又は事業（次に掲げる業務又は事業を除く。）

(1)～(3)　略

(4)　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第三号に掲げる事業

(5)　［略］

［ロ・ハ　略］

［三・四　略］

4　（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

［略］	
第十七条の二第四項第一号	銀行法第十六条の二第一項第十一号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第五項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第六項	銀行法第十六条の二第一項第十三号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第七項	銀行法第十六条の二第一項第十三号に規定する主務省令で定める要件
第十七条の二第八項	銀行法第十六条の二第一項第十四号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第九項	銀行法施行規則第十七条の二第五項の規定を準用する場合
第十七条の二第十項	銀行法施行規則第十七条の二第六項の規定を準用する場合
第十七条の二第十一項	銀行法施行規則第十七条の二第八項の規定を準用する場合
第十七条の二第十二項	銀行法施行規則第十七条の二第五項、第六項及び第八項から第十一項までの規定を準用する場合

改正前

附　則

（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）

第三十条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

(1)～(3)　同上

(4)　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業

(5)　［同上］

［ロ・ハ　同上］

［三・四　同上］

4　［同上］

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　［同上］

［同上］	
第十七条の二第四項第二号及び第四号（ハを除く。）並びに第五項	銀行法第十六条の二第一項第十一号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第六項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第七項	銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第八項	銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する主務省令で定める要件
［項を加える。］	
第十七条の二第九項	銀行法施行規則第十七条の二第六項の規定を準用する場合
第十七条の二第十項	銀行法施行規則第十七条の二第七項の規定を準用する場合
［項を加える。］	
第十七条の二第十一項	銀行法施行規則第十七条の二第六項、第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合